



死亡牛の速やかな処理について

これからの暑い時期は、死亡牛の腐敗が早く進みます。保冷施設への死体搬入が遅れると、牛舎内の衛生環境が悪化するだけでなく、BSE検査に支障をきたしますので、速やかに輸送業者に連絡してください。

96か月齢以上の牛が死亡したら

- 1 家畜保健衛生所への届出（電話または「死亡牛届出書」の提出）
「BSE 対策特別措置法」に基づき、所有者または検案した獣医師が届出を行います。
- 2 (独)家畜改良センターへの異動報告
(TEL : 0248-48-0596)
牛トレーサビリティ制度による個体識別番号（耳標の10桁番号）の死亡報告を行ってください。
- 3 輸送業者・化製業者へ死体処理の依頼
(有)青和 TEL : 0176-56-4881)
BSE 検査で陰性確認後、適正に処理を行います。輸送業者には、死亡牛整理票を提出してください。

◎家畜の死体は産業廃棄物であり、適正な処理は所有者の義務です

◎96か月齢未満の牛が死亡した場合も、法令を守って適正な処理が必要です

★自己所有地であっても死亡した家畜を埋めることや放置することは**法律違反※（不法投棄）**です

※「化製場等に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」参照

⚠️ 死亡牛を搬出する際にご確認ください

(BSE検査対象の牛ですか?)

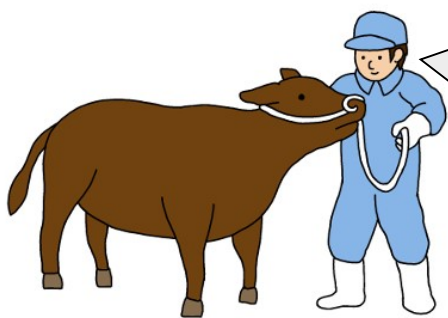
平成31年4月1日からBSE検査を受ける牛の月齢が変更になりました。これに伴い、家保への死亡牛の届出が必要な月齢も変更になっています。

通常の死亡牛は96か月齢以上がBSE検査対象になりますが

48か月齢以上96か月未満でも

検査が必要な牛は以下のとおりです

- 1 生前に歩行困難、起立不能や神経症状を呈する疾病と診断されたもの
(関節炎や蹄病、骨折などが歩行起立困難の理由であるものを除く)
(例) 低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウンー症候群、頸髄症、
変形性脊椎症、脳軟化症、脳神経麻痺、その他末梢神経麻痺など
- 2 家畜伝染病や届出伝染病にかかっている死亡牛
(例) “牛伝染性リンパ腫”、牛ウイルス性下痢粘膜病、アカバネ病、気腫疽、
破傷風などの届出伝染病



近年、増加傾向にある
「牛伝染性リンパ腫」と診断された牛は、
48ヶ月齢以上がBSE検査対象
になりますので、ご注意ください。

不明な場合は、青森家畜保健衛生所に確認ください。

電話:017-764-1744

夜間・休日:090-2274-0474